



## <目 次>

1. はじめに	- 1 -
2. 地域生活支援拠点等整備事業とは	- 1 -
3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式	- 2 -
4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所手続きの流れ	- 3 -
○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録手順について	
＜その1＞ 県による指定障害福祉サービス事業所	- 3 -
＜その2＞ 市による指定障害福祉サービス事業所	- 4 -
5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について	- 4 -
1) 相談	- 4 -
2) 緊急時の受け入れ・対応	- 7 -
3) 体験の機会・場	- 12 -
4) 専門的人材の確保・養成	- 14 -
5) 地域の体制づくり	- 14 -

【注意】 このガイドラインにおいて、相談支援事業については、特に断りがない限り下記のとおりとします。

- ・ 指定特定相談支援 ⇒ 特定相談支援
- ・ 指定障害児相談支援 ⇒ 障害児相談支援
- ・ 一般相談 ⇒ 各市委託の一般相談支援事業所

## 1. はじめに

平成26年に国は、障害児・者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けることを支える仕組みとして、「地域生活支援拠点等整備事業」の創設に向けて検討を始め、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられました。

湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）においては、名神高速道路や国道1号、JR琵琶湖線等が通る交通の要衝であり平野部も多いため開発が進み、通勤・通学圏としても京阪神との繋がりが強く、特に草津市、守山市、栗東市の3市は2015年～2045年の推計人口指数が105を超える高水準を維持しています。それに比例して障害のある人も年々増加傾向にあり、それぞれの市だけでは障害のある人やそのご家族のニーズを充足できる社会資源が十分にあるとは言えません。

そこで湖南4市では、これまで24時間セーフティネット事業や緊急時一時保護事業、地域活動支援センターI型事業など、広域で協力して事業運営をしてきた経緯から、湖南地域障害児・者サービス調整会議（令和6年4月から湖南地域障害児（者）自立支援協議会に名称変更）に地域生活支援拠点等の整備にかかるプロジェクトを立ち上げて検討してきたところです。

このガイドラインは、湖南地域で障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その仕組みについて皆さまに説明するために作成しました。

## 2. 地域生活支援拠点等整備事業とは

障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた地域全体で安心して暮らしていけるよう地域で支えるしくみを創設する事業で、その必要な機能として以下の5つの機能を柱として掲げています。

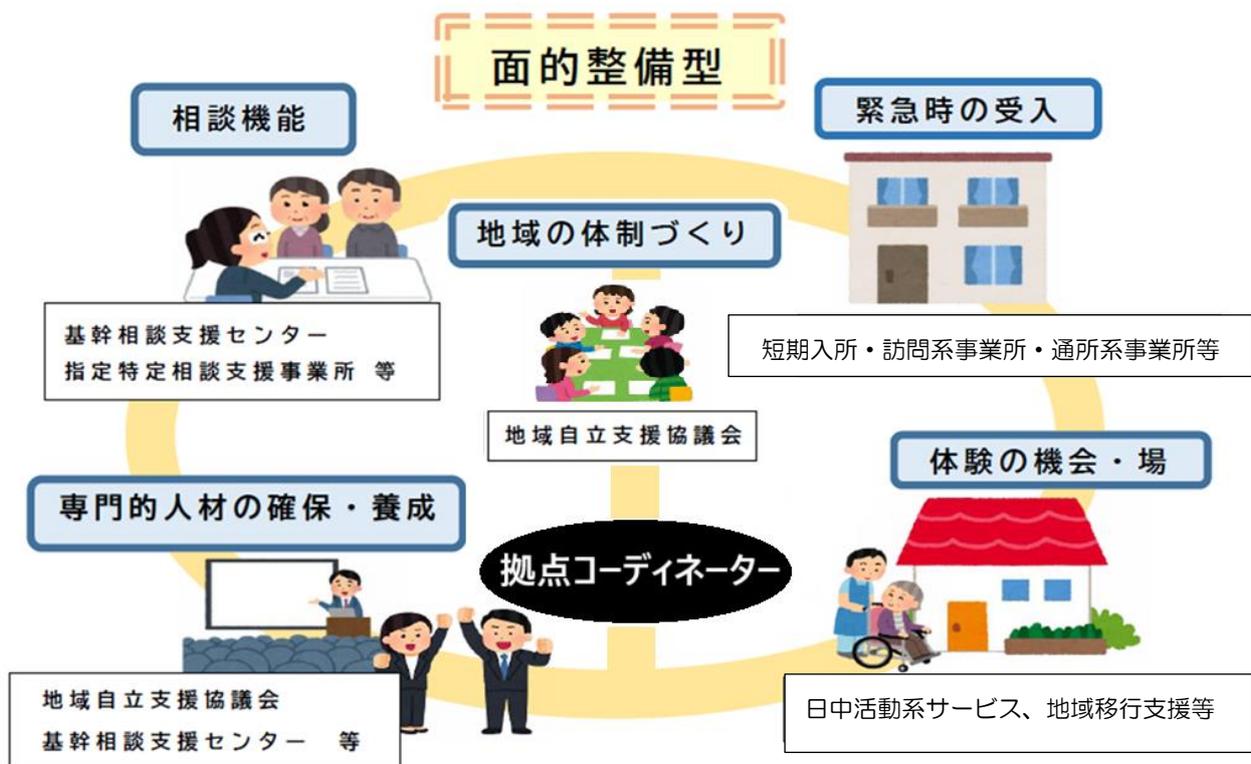
機能	具体的な内容
① 相談	緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握・登録したうえで、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	障害者が養護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能
⑤ 地域の体制づくり	障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

### 3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式

国が示す『多機能拠点整備型』（必要な機能を特定の施設に集約）と『面的整備型』（複数の機関が分担して機能を担う）の2種類のうち、湖南圏域では、圏域内にある社会資源の状況を鑑みて『面的整備型』を採用し、既存のあらゆる社会資源のネットワークを強化し、それぞれの機関が担う役割を整備します。

なお、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、それぞれの事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記するとともに当該市に届け出を行い、市が該当事業所として認めることを要します。

※湖南4市の地域生活支援拠点等整備事業のイメージ図



#### 【拠点コーディネーターの役割について】

○各市、基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立支援協議会や複数法人で拠点機能を担う場合の連絡体制や伝達体制の整理等地域における連絡体制の構築

○緊急時や地域移行に関するニーズの把握や相談、動機付け支援等

※拠点コーディネーターは個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。

原則、個別給付に係る業務は行わない。

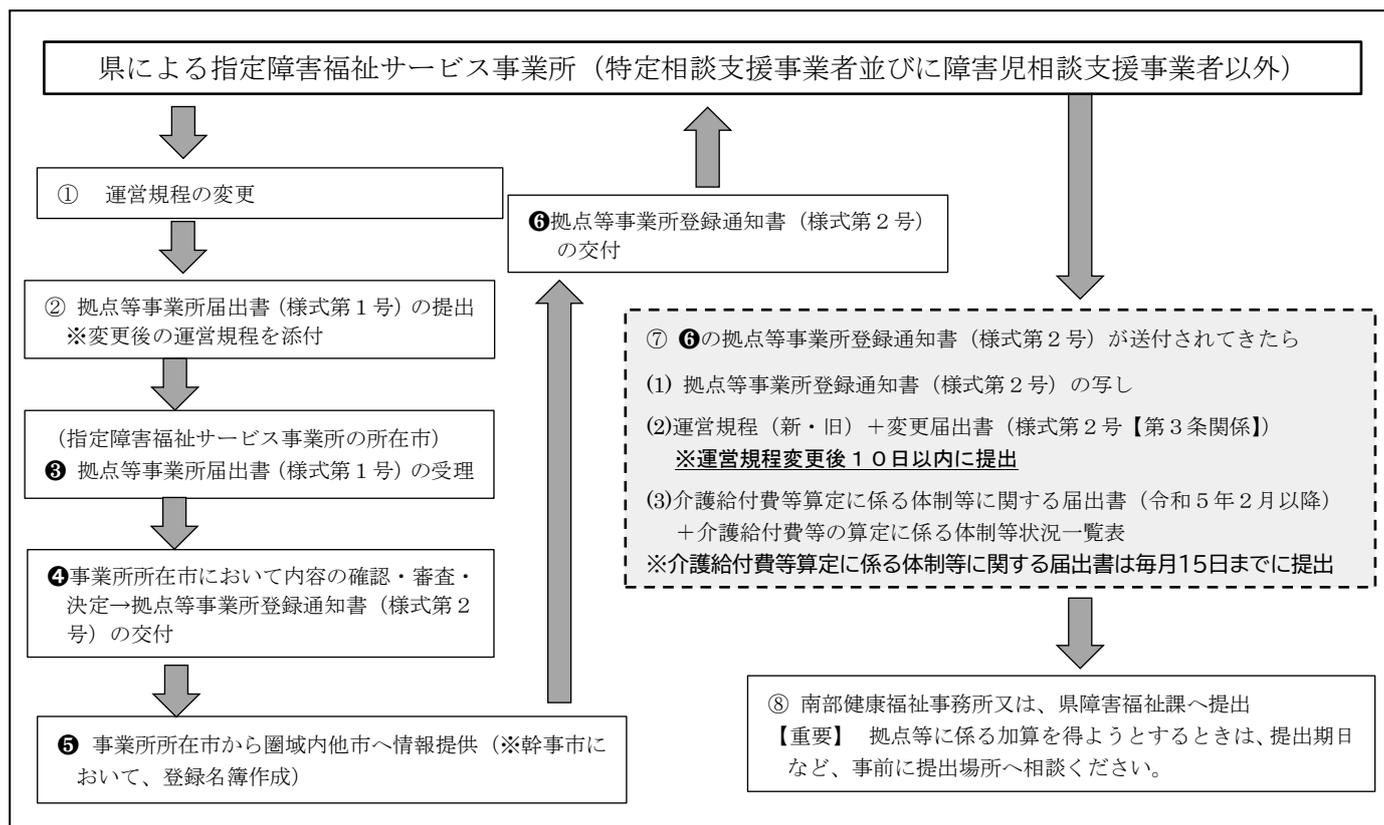
なお、湖南圏域地域生活支援拠点等整備事業において、拠点コーディネーターが設置できるまでの間については、各市の基幹相談支援センターがその役割を担うこととする。

## 4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所の手続きの流れ

事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記し、拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を事業所が所在する市へ提出します。

### ○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その1>

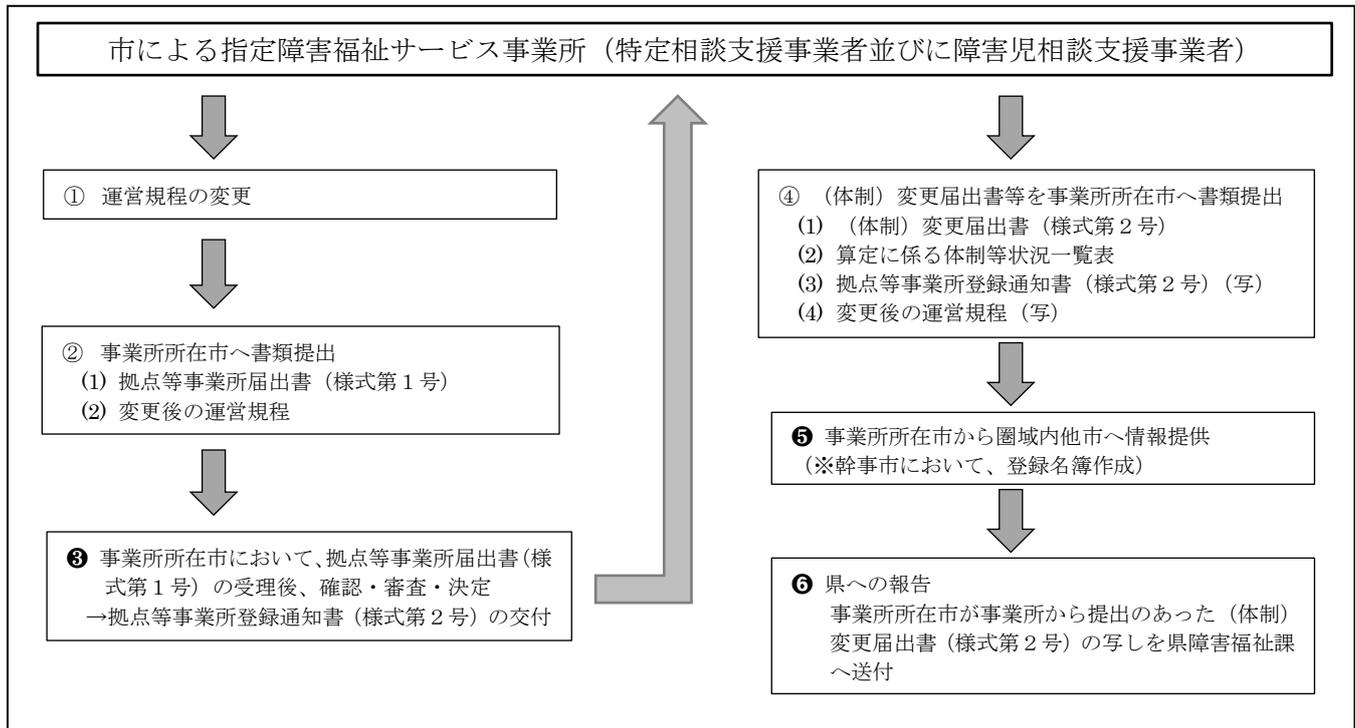
- 県・南部健康福祉事務所 → 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所の場合  
（※居宅介護事業所の対象サービスは、身体介護、身体介護を伴う通院等介助のみ）
- 県・障害福祉課（企画・指導係） → 特定相談支援並びに障害児相談支援を除く、上記以外の指定障害福祉サービス



【注意】 ①、②、⑦、⑧は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

## ○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その2>

○各市障害福祉支援所管課 → 特定相談支援並びに障害児相談支援



【注意】 ①、②、④は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

## 5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について

### 1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行います。

#### 1. 事業概要

目的	親なき後や緊急時を見据えて、予防的に支援体制を整える
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援、障害児相談支援、一般相談 等
緊急時の対応窓口	緊急時の対応については、上記の機能を担う機関のいずれかに連絡する。 ただし、各支援機関は、必ずしも24時間対応が可能ではないため、時間外は、原則対応が難しいので、緊急時の支援リスクが高い方は、必ず事前に各支援機関と協議を行うこと。 また、各支援機関からも支援リスクの高い世帯と積極的に事前協議を行うなど、緊急時の対応に備えること。

緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる介護者（家族）の死亡や急病等により本人を支援する者が不在、または、他の支援者の協力が得られない等の理由により、一時的に在宅での生活の維持が困難と判断される世帯</li> <li>・介護者がいても、障害児者の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を維持することが困難な状態になることが見込まれる世帯</li> <li>・その他の事情により、対象者本人の安全の確保が困難なため、施設等のサービス利用が必要と判断される場合</li> </ul>
想定される事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急病等による介護者の不在</li> <li>・冠婚葬祭</li> <li>・常時行っている生活の継続が見込めない場合</li> <li>・福祉サービスが何らかの理由で利用継続ができなくなった場合</li> <li>・本人・家族の状態が急変し、現状の生活維持が困難な場合</li> <li>・その他突発的な事情で居住地を喪失、もしくは安定した在宅生活が困難な場合</li> </ul>
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用予定者及びその主たる介護者等は、各支援機関と調整を図り、緊急時の受け入れ先となる事業所を事前に利用する。なお、各支援機関は、日頃から緊急時に備えた体制を整備することを意識しながら支援を行う。</li> <li>・医療的ケア児者については、医療機関（かかりつけ医、訪問看護等）との連携を日頃から行い、緊急時に対応してもらいやすくなる体制を整備しておく。</li> </ul>

## 2. 実施内容

### (1) 各機関の役割

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	<p>障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスが利用できるよう支援を行う。</p> <p>また、特定相談支援事業所等から緊急時対応における相談があった場合は、後方支援等を行う。</p>
一般相談事業所	<p>障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスができるよう支援を行う。</p>
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<p>サービス等利用計画（障害児支援利用計画）について、緊急時にどのような対応ができるかなどの視点を持って作成する。</p> <p>また、緊急時にスムーズに対応ができるよう、日頃から短期入所等の体験利用を障害児者やその家族に対して促す。</p>
地域定着支援事業所 自立生活支援事業所	<p>地域定着支援または自立生活援助の利用者に対して、平時及び緊急時の相談に応じる。</p>

(2) 相談機能の運用

実施機関	支援対象者	予防的な取組の実施	業務時間外の体制確保
特定相談支援	計画相談利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に備え、短期入所等の利用を提案し、ニーズに応じて調整する。</li> <li>・緊急事態が発生した際の連絡手段、連絡系統を準備する。</li> <li>・モニタリング頻度を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・即時の対応が難しいため、支援リスクが高い方は想定される状況を整理し、事前に関係支援者間で協議をしておくこと。</li> <li>・法や医療に関わるケースは、必要な関係機関（警察、医療機関等）に連絡するよう伝えることも念頭に置いておくこと。</li> </ul>
基幹相談 一般相談	計画相談未利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに応じて、特定相談支援事業所を紹介し、短期入所等の利用を提案する。</li> <li>・特定相談支援事業所等の利用に至らなかった場合は、緊急時に情報提供できるよう、基幹相談支援センター、または一般相談事業所が情報を整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外の連絡窓口等の対応を一律にすることはしないが、拠点登録をしている事業所であることの意識は高くしておくこと。</li> </ul>

3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

地域生活支援拠点等相談強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 700単位/月4回

(ア) 内容

地域生活支援拠点等である事業所において、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員が緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに短期入所事業所に対して必要な情報を提供及び利用に関する調査を行った場合、利用者1人につき、1月に4回を限度に700単位を算定できる。

(イ) 対象サービス

特定相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・対象となる連絡・調整を行った場合には、要請のあった時間、内容等を記録し、5年間保存すること

地域生活支援拠点等機能強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500単位/月

(ア) 内容

地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所に単独または共同で配置した場合、コーディネーター1人当たり100回/月を上限に、500単位/月を算定できる。ただし、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。(拠点機能強化事業所)

① 単独型

特定相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)

と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を同一の事業所で一体的に運営している場合、当該相談支援事業所等の特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算できる。

② 共同型

特定相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されている場合、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う当該サービス費に加算できる。

(イ) 対象サービス

地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、特定相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・拠点コーディネーターは、原則、地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事すること
- ・拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、地域生活支援拠点等の機能の整備状況や地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化等を推進するために必要な事項を協議すること
- ・当該協議内容は、書面の提出等の方法により、各市と共有すること。

2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

1. 事業概要

目的	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れを行う。
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、短期入所、訪問系事業所 等
利用日数	原則1週間以内。ただし、障害の状態、程度によって受け入れ日数は変更できる。
事業所選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖南圏域地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録リスト（以下、事業所リストという。）にある障害種別や対応地域に基づき事業所を選定する。ただし、契約事業所がある場合は、当該事業所を優先して選定する。</li> <li>・重度障害者で介護負担が大きい方は、複数事業所において連携して対応することを検討する。</li> <li>・契約事業所及び事業所リストにある事業所で受入れが困難な場合は、湖南地域24時間対応型利用制度支援事業（セーフティーネット事業）を活用する。</li> </ul>
緊急時対応窓口	市及び拠点関係機関等との連携及び調整に従事するもの（以下、連携担当者という。）を中心に事業所内において連絡体制の明確化を図ること。
サービス未利用者	まずは各市に相談し、市及び基幹相談支援センターが中心となり福祉サービス利用検討及び調整を行う。

## 2. 実施内容

### (1) 各機関の役割

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	特定相談事業所等から緊急時対応における相談があった場合は、利用できる社会資源等を紹介する。また、支援内容によっては、直接、緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。
一般相談事業所	障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスができるよう支援を行う。
特定相談支援事業所	必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。また、緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害児者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応する等、適切な対応に努める。
訪問系事業所 短期入所事業所 日中活動系事業所	特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の相談があった場合、できる限り協力する。
地域定着支援事業所 自立生活支援事業所	地域定着支援または自立生活援助の利用者等から連絡があった場合、電話及び訪問により必要な支援を行う。
セーフティネット事業所	各市障害(がい)福祉課または特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の相談があった場合は協力する。

### (2) 緊急時の対応

#### ア. 日中・時間外の対応機関

区分	時間帯	対応機関
特定相談支援・障害児相談支援利用者	事業所等業務時間内	特定相談支援事業所等
	上記以外	基幹相談支援センター、一般相談事業所、各市、親族、サービス提供事業所、その他必要な支援機関等と事前に緊急時対応のフローを決定しておく
特定相談支援・障害児相談支援未利用者	一般相談事業所等業務時間内	基幹相談支援センター、一般相談事業所、各市
	上記以外	各市、親族、その他必要な支援機関等と事前に緊急時対応のフローを決定しておく

#### イ. 居宅生活継続に向けた判断・調整

- ①障害児者のニーズを把握し、引き続き居宅で生活できるか判断
- ②障害福祉サービスを利用すれば引き続き居宅での生活が可能であると判断した場合は、その利用調整
- ③障害支援区分の認定を受けているものの、利用する予定の障害福祉サービスの支給決定を受けていない場合は、速やかに各市障害(がい)福祉課に連絡
- ④当該障害(がい)福祉課は緊急時であることに鑑み、障害福祉サービスの利用開始日等について特段の

配慮のうえ支給決定

⑤障害支援区分の認定を受けていない場合は、速やかに各市障害(がい)福祉課に連絡  
ウ. 居宅での生活が困難な場合の対応

- ① 居宅での生活継続は困難であると判断
- ② 短期入所等での受け入れを調整

※以下の表を参考にして短期入所等での受け入れを調整する

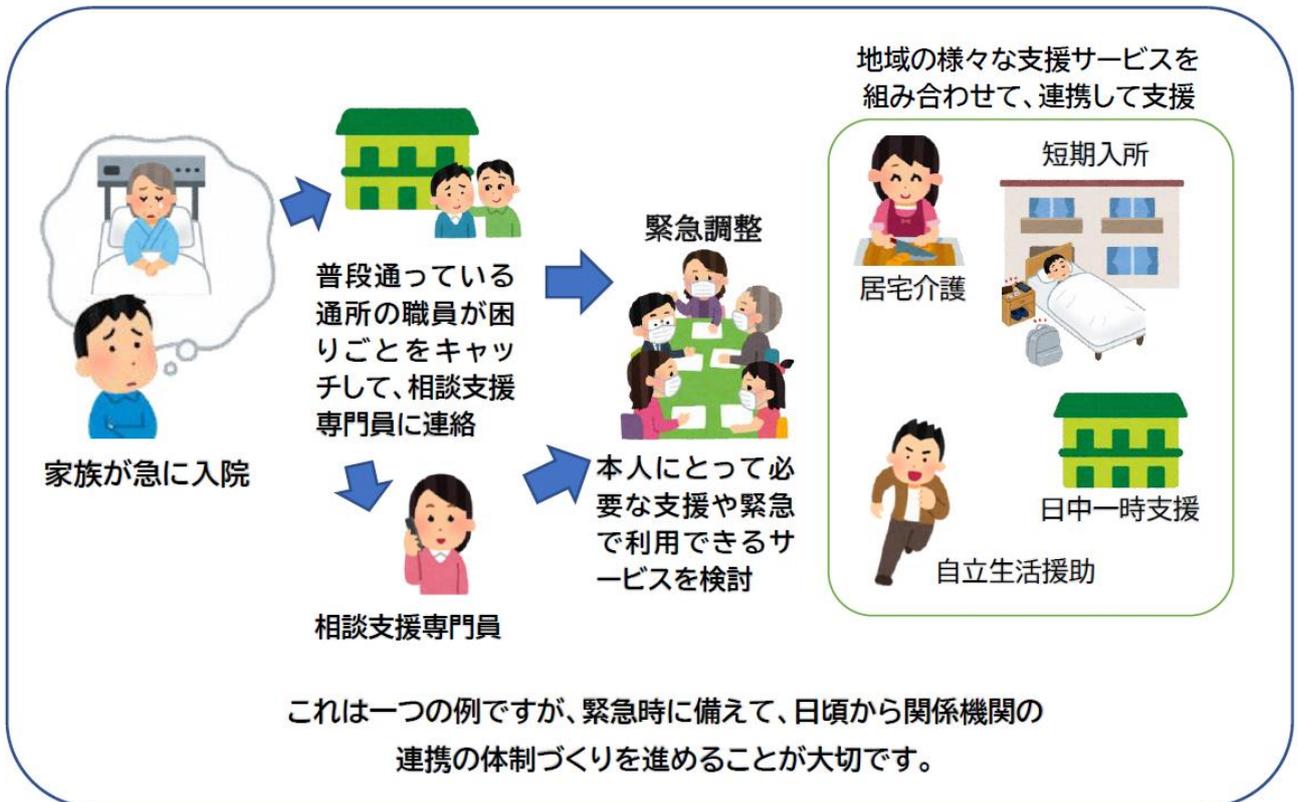
短期入所	利用状況等	調整する相手方
支給決定あり	利用実績あり	利用実績のある短期入所
	利用実績なし	拠点登録短期入所事業所
支給決定なし	障害支援区分あり	拠点登録短期入所事業所 各市障害(がい)福祉課 (速やかに支給決定を行う)
	障害支援区分なし	各市障害(がい)福祉課 (セーフティネット事業所を中心に状況に応じて対応)

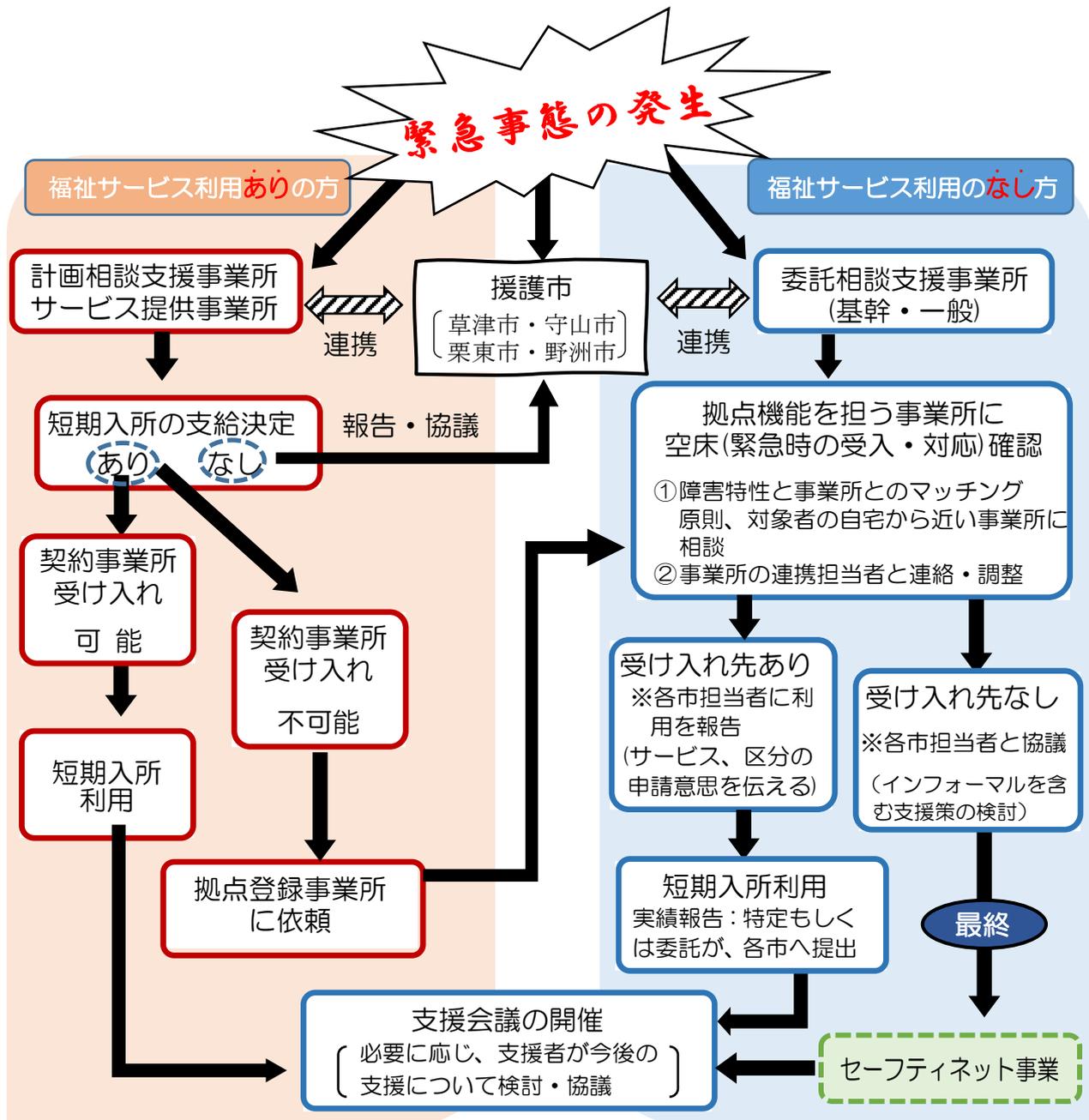
エ. 在宅復帰に向けた調整

拠点利用については、原則7日以内の利用とします。特定相談支援事業所等は、緊急受け入れ後、速やかに、在宅復帰に向けた調整を行う。

なお、再利用の際は、緊急時を理由に定期的なサービス利用にならないよう十分留意すること。(ただし、重度障害者のうち介護負担が大きい方で、複数事業所において連携して対応する場合の再利用は除く) また、再利用については、各市と十分に協議のうえ検討すること。

～ 緊急時の受け入れ体制づくりのイメージ ～





### 3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

#### I. 緊急時対応加算【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

利用者等からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にはない介護等を24時間以内に行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度に100単位を算定できる。また、拠点等の場合には、さらに50単位を上乗せできる。

(イ) 対象サービス

居宅介護サービス（身体介護、身体介護を伴う通院等介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請を受けてから概ね24時間以内に支援できる体制にあること
- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

II. 緊急時支援加算（I）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50単位／回

（ア）内容

障害の特性等に起因して生じた緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1日につき緊急時支援加算（I）または緊急時支援加算（II）することができる。また、緊急時支援加算（I）を算定した場合、拠点等の場合には、さらに50単位を上乗せできる。

（イ）対象サービス

自立生活援助、地域定着支援

（ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

III. 短期入所事業所拠点登録加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100単位／日・200単位／日

（ア）内容

地域生活支援拠点等として位置づけられた短期入所施設が、利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず利用開始日について、1日につき定める単位数に100単位／日を加算できる。また、医療的ケアが必要な障害児者、重症心身障害児者または強度行動障害児者を受け入れた場合は、さらに200単位／日を上乗せできる。

（イ）対象サービス

短期入所

（ウ）基準

- ・利用の枠に空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にあること
- ・利用実績のない利用者に対してもできる限り支援できる体制にあること（強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない）
- ・土日・祝日もできる限り受入可能な体制にあること
- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

IV. 緊急時受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100単位／日

（ア）内容

地域生活支援拠点等として位置づけられ、通所系サービス事業所において、利用者の障害特性等に起因して生じた緊急事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、日中に引き続き夜間に支援を行った場合に限り、1日につき100単位を算定できる。

（イ）対象サービス

通所系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））

(ウ) 基準

- ・ 連携担当者を1名以上配置していること
- ・ 平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・ 当該事業所に滞在に必要な就寝設備を有し、夜間の時間帯を通して1人以上の職員を配置すること
- ・ 地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

3) 体験の機会・場

障害者等が親元からの自立や、病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場の提供を行います。

1. 事業概要

目的	本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援、地域移行支援、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）提供事業所 等
想定利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族等と同居している者で、今後一人暮らしが見込まれる（希望している）障害者</li> <li>・ 長期入院または入所者等で、地域生活の経験の不足等により社会性を身に付ける必要がある者</li> </ul>

2. 実施内容

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	病院・施設からの地域への移行や、親元から自立したい旨の相談があった場合、利用できる社会資源等を紹介する。
一般相談事業所	障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、体験の機会や場の提供など、適切なサービスができるよう支援を行う。
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所	病院・施設からの地域への移行や、親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じて共同生活援助等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
日中活動系サービス事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
共同生活援助事業所 短期入所事業所 施設入所支援事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
各市障害(がい)福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスの体験利用は、支給決定後とする。</li> <li>・ サービス利用者は、計画案やセルフプランに体験の機会の必要性について、追記記載したものを各市障害(がい)福祉課に提出し、支給決定を受ける。</li> <li>・ サービス未利用者は、認定調査を受ける必要があるため、速やかに各市のサービス給付担当者と調整を行い、併せて可能な限り計画相談にかかる支援者を繋げるよう促す。</li> </ul>

### 3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

#### I. 体験利用支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・ 50単位／回

##### （ア）内容

一人暮らしに向けた体験的な利用支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を加算できる。また、拠点等の場合、さらに50単位を上乗せできる。

##### （イ）対象

日中系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）

##### （ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

#### II. 体験宿泊加算（Ⅰ）・（Ⅱ）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・ 50単位／回

##### （ア）内容

独り暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（Ⅰ）＜体験的な宿泊（一時的な滞在を含む）を支援した場合＞または、体験利用支援加算（Ⅱ）＜体験的な宿泊を支援し、夜間及び深夜の時間帯を通じ必要な見守り支援した場合＞に加算できる。また、拠点等の場合、さらに50単位を上乗せできる。

##### （イ）対象

地域移行支援

##### （ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

#### III. 地域移行促進加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 120単位／日・60単位／日

##### （ア）内容

施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合及び宿泊体験を伴わない施設利用者の見学や食事体験等において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合、地域移行促進加算（Ⅰ）120単位／日が加算できる。また、宿泊を伴わないグループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加の支援などを行った場合、1月に3回を限度として地域移行促進加算（Ⅱ）60単位／日が加算できる。

##### （イ）対象

施設入所支援

##### （ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること

- ・ 平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・ 地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること
- ・ 拠点等の届け出が無くても算定可能

#### 4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成します。

##### 1. 事業概要

目的	支援者の育成・スキルアップを図る
機能を担う機関	基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点等整備事業プロジェクト等
運用内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターによる人材育成研修等により地域の相談支援事業者のスキルアップを図る。</li> <li>・ 自立支援協議会や当協議会の各専門部会等において研修等を実施し、支援者のスキル向上を目指すとともに、事業所同士の連携を深めていく。</li> <li>・ 県等が主催する研修の受講を奨励するなど、医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方等に対して専門的知識の獲得や対応が行える人材の養成を検討する。</li> </ul>

##### 2. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

なし

#### 5) 地域の体制づくり

相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、自立支援協議会等に参画したうえで、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を進めます。

##### 1. 事業概要

目的	地域にある様々な社会資源のネットワークを構築する
機能を担う機関	基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立支援協議会 等
運用内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹相談支援センターが各支援機関と連携しながら、地域の社会資源に関する情報を集約したうえで、特定相談支援事業所等に情報を提供することを通じて、障害者等が地域の社会資源を円滑に利用できるよう支援する。</li> <li>・ 支援困難事例等について課題検討を通じ情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。また、必要に応じて自立支援協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。</li> </ul>

## 2. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

Ⅲ. 地域体制強化共同支援加算 . . . . . 2, 000 単位/回
---------------------------------------

### (ア) 内容

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員が支援対象障害者等の同意を得て、当該障害者等に対して、福祉サービス等事業者3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行ったうえで、課題を整理して自立支援協議会等に対して文書により内容等を報告した場合に、相談支援事業所において、当該障害者1人につき1月に1回を限度に2, 000単位が算定できる。

### (イ) 対象サービス

特定相談支援、障害児相談支援

### (ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき、速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・拠点関係機関と連携体制を確保するとともに協議会に定期的に参画していること
- ・地域体制強化共同支援記録書を作成し5年間保するとともに、市から求めがあった場合については提出すること

【お問合せ先】

	平日・日中	夜間／土・日・祝日
滋賀県南部健康福祉事務所	077-562-3527	
草津市障害福祉課	077-561-2363	077-563-1234
	shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp	
守山市障害福祉課	077-582-1168	077-583-2525
	shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp	
栗東市障がい福祉課	077-551-0304	077-553-1234
	shogai@city.ritto.lg.jp	
野洲市障がい福祉課	077-587-6087	077-587-1121
	shougaifukushi@city.yasu.lg.jp	